

# 講演・全体講評

時間 14:20~16:00

- 1 講師紹介 山形県立ゆきわり養護学校 校長 佐藤 敦
- 2 講演・全体講評  
【演題】 「学習指導要領改訂と肢体不自由教育の現状」  
【講師】 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
特別支援教育調査官 菅野 和彦 氏
- 3 質疑・応答
- 4 御礼のことば 福島県立郡山支援学校 校長 郷家 俊哉



講師紹介 山形県立ゆきわり養護学校 佐藤 敦 校長



講演・全体講評 文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課 菅野 和彦 特別支援教育調査官



御講演の様子



御礼のことば 福島県立郡山支援学校 郷家 俊哉 校長

## 菅野 和彦 先生の御略歴

- 平成10年4月～ 福島県立平支援学校 教諭
- 平成15年4月～ 福島大学附属特別支援学校 文部科学教官
- 平成19年4月～ 福島県立平支援学校 教諭
- 平成24年4月～ 福島県特別支援教育センター指導主事
- 平成28年4月～ 福島県教育庁いわき教育事務所学校教育課指導主事
- 平成30年4月～ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
特別支援教育調査官（兼）大学入試センター新テスト特任研究官
- 平成24年 日本肢体不自由教育研究会 実践報告 金賞
- 平成28年 文部科学省発行 季刊誌「特別支援教育」  
「特別支援学校（肢体不自由教育）高等部における道徳教育」執筆
- 平成29年 文部科学省発行 季刊誌「初等中等教育資料」  
「知的障害特別支援学級における教育課程の編成」執筆

演題「学習指導要領改訂と肢体不自由教育の現状」

講師 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 菅野 和彦 氏

はじめに

みなさん、こんにちは。特別支援教育調査官肢体不自由教育を担当しております菅野と申します。

先ほどご紹介がありましたとおり、私は福島県の肢体不自由特別支援学校で10年間、その後知的障害の特別支援学校、そして再び肢体不自由校で仕事をして参りました。今日は東北肢不研ということですが、私も東北出身ですから、これまで、このような場で、授業提供や分科会で切磋琢磨してきました。

まず、授業提供いただきました拓桃支援学校の先生方ありがとうございました。参観の先生方皆さんが、自分の授業をもう一度考えたいような授業が多かったのではないかと思います。肢体不自由教育全体で言えば、重度・重複化が進んでおり、全国的に見れば単一障害は約1割ですが、今日見た子どもたちのほとんどは、準ずる教育の児童生徒でした。重度・重複化と併置校が増えている中で、拓桃支援学校は肢体不自由と教科指導の専門性を担保できる素晴らしい学校ではないかと思いました。ぜひ自信を持って、実践を全国に発信していただきたいと思います。

また、来年は青森で全国肢体不自由研究大会が開かれます。ここにお集まりの東北の先生方は来年に向けて東北一丸となって発表に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。例えばですが、拓桃支援学校の場合は在籍期間が非常に短いケースも多いと聞きましたので、前籍校で学んできたことを受けて短い期間で、各教科のどのような力を付けて退院後の学習につなげるかということを実際に考えなければなりません。そのために拓桃支援学校では、指導内容の重点化を図って指導を行っていることと思います。実はこれは学習指導要領「各教科における肢体不自由の配慮事項」にも書いてありますが、大変重要なところです。拓桃支援学校の先生方にお褒めの言葉の他に、ご期待申し上げるところは、各教科の内容の系統性を踏まえ、どのように指導の重点化を図っているのか、研究的に整理していただきたいということです。先ほどの分科会でも、「上の学年の学習内容を考えると下の学年からの積み重ねが必要なのでこの指導内容は外せない」とか、「児童の実態から考えると、この指導内容に多くの時間を掛けた方がその後のつまずきが少ないと考える」など話されていました。拓桃支援学校の先生方には、このように実践を研究的に整理していただけたらと思いました。

私事ですが、今から十数年前の東北肢不研で、重度・重複の自立活動主の教育課程の児童3人を対象とした授業を50人以上の先生方に見ていただきました。私も各県の先生方からたくさんのご意見を頂戴しながら進んできました。ですから、授業提供をしていただいた方、また各分科会で話題提供していただいた先生方におかれましては、それぞれの指導助言の先生方から適切な助言をいただいていると思いますので、それを大事にいただけたらと思います。そしてその後、学習指導要領について私の方から適切に補完しながら、説明を加えていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、学習指導要領と肢体不自由教育の現状という命題をいただいておりますので、お話をさせていただきます。主な内容は大きく4点ですが、学習指導要領改訂の要点と総則の重複障害者等の取扱いにつきましては、時間を掛けてお話しさせていただきたいと思います。

## 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

まず学習指導要領改訂のポイントは、初等中等教育全体の改善と充実を重視した改訂になっていることです。幼稚園、小学校、中学校、高等学校含めて全体としての方向性を重要視した改訂になっております。学びの連続性、場の連続性について教育課程との関連を踏まえて整理しております。また、重複障害者等の教育課程の取扱いにおいて、知的障害の児童生徒の各教科等について基本的な考え方を整理させていただきました。背景等である「障害者の権利に関する条約」等について、今回は触れませんが、解説にございますので確認していただきたいと思っております。

さて、今回の学習指導要領改訂について、中央教育審議会で議論された内容を含め、どのように作られていったのかをご説明させていただきます。学習指導要領を作るに当たっては、文部科学大臣から諮問があり、審議がされていきました。その中では、これから先、予測困難な社会、誰も予測できないような社会が来るということが想定される現在、変化の中でも子どもたちが主体的に関わって自分の豊かな感性を働かせ、そしてどのような未来を作っていくのかということ踏まえ、さらにどのように社会・世界と関わりより良い人生を送るかという観点から、子どもたちが自分の可能性や自分の幸福な人生の作り手となるようまとめられてきました。その議論の中で、そもそもこうした力は、これまで教育が培ってきた「生きる力」そのものであると再整理をしたということになります。ですから「生きる力」の育成ということについては、引き継いでいくことが重要だということになります。それからもう一つは、「生きる力」を育む中で知識・技能、思考力・判断力・表現力等についても、これまでの蓄積を生かしていくことが大切だと整理されました。

そこで、今回の改訂では、「生きる力」を、教育課程全体を通して新しい時代に必要となる資質・能力の育成という三つの柱に再整理をしたということです。「学びに向かう力・人間性の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」ということです。この三つの柱で子どもたちが「何ができるようになるか」そのためには「何を学ぶのか」、育成するために必要な教育の内容は何なのかを踏まえて、それらを「どのように学ぶのか」そして、「どのようなことができるようになるのか」という循環を作りました。このような循環をするために、カリキュラム・マネジメントの実現が必要であるということです。つまり、カリキュラム・マネジメントは、教育課程を学校教育の中心に据え、三つの柱に基づいて教育課程を考えていくということです。また、後ほど触れますが、今回の改訂では、知的障害のある子供のための各教科についても、三つの柱である資質・能力で整理されております。

### 小学部・中学部学習指導要領の改訂の要点 (1) 前文の趣旨及び要点

今回の改訂における要点は、6点にわたっております。(1) 前文の趣旨及び要点、(2) 総則改訂の要点、(3) 各教科、(4) 外国語活動、(5) 総合的な学習の時間、(6) 自立活動です。学習指導要領総則の構成でお話ししますと第1節から第8節までありまして、第2節が「何ができるようになるか」、第3節と第7節、第8節が「何を学ぶか」、第4節が「どのように学ぶか何が身に付いたか」、第5節で「児童一人一人の調和的発達をどのように支援するか」で整理されましたが、これらは、この6点の改訂の要点に沿って整理したということです。中央教育審議会では、教育課程について抜本的な改善が必要だという指摘もありました。そこで実施するために何が必要なのかということも含めて、このように整理されたということをご理解いただきたいと思います。

さて、ここで大切なのは、今までは教育課程の編成というと教務の先生が行う作業であり、自分は反省を書けばいいのかなと思っていた先生もいるかもしれませんが、そうではないというこ

とです。自分が実施している授業が、自校の教育課程の編成に基づいているのか、自分の授業とのつながりをもつことが重要となります。自分たちの学校は、どんなところに課題があってどんな改善が必要なのかについて、学校の教職員全体で共通理解を図りながら、カリキュラム・マネジメントの実現を図っていかうということが、総則の章立ての大きな流れになります。カリキュラム・マネジメントという言葉がたくさん出てくると思いますが、先生方一人一人が教育課程を理解していかないとこれからの豊かな授業も、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善についても、なかなか深まらないのではないかと考えております。ですから、大変だとは思いますが、総則等編、各教科編、自立活動編の3冊について各学校で研究していただく、読み込んでいただくことを重ねてお願いしたいと思います。

これからの教育課程の理念については、社会に開かれた教育課程という言葉で整理しておりますのでご確認ください。詳しくは、スライドで確認してください。次に、カリキュラム・マネジメントの充実については、学習指導要領第1章第2節の4に3点にわたって整理されています。1点目は、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、2点目は、教育課程の実施状況を評価して改善を図っていくこと、3点目は、そのための人的物的体制を確保しその改善も図っていくこととなっています。これらは、小学校、中学校みんな同じです。特別支援学校では、もう1点に加わっていることを強調させていただきたいと思っております。それは、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程そのものの評価と改善につなげていく工夫を各学校のカリキュラム・マネジメントとして実現するということです。教育課程の評価と改善を行いながら、組織的かつ計画的に教育の質の向上を図っていくことが、カリキュラム・マネジメントだということになります。そこを押さえていただいて各学校のカリキュラム・マネジメントの充実を図ってほしいと思っております。

これから、先ほどの改訂の要点について詳しくお話をしていきます。今回は、改訂の要点6点のうち、(1)(2)(3)を中心にお話をさせていただきます。

まず(1)ですが、今回の改訂から学習指導要領に前文が入りました。前文で大切なこととして、社会に開かれた教育課程の実現が述べられています。学校の中だけで教育課程を作るのではなく、自分たちの学校で育成した子どもたちと社会との接点をきちんと踏まえて教育課程を考えることが重要だということです。また、教育課程から、「自分の学校はこういう教育をする」、「こういう子どもたちを育成していく」ということを様々な人に明確に説明できるようにすることも必要です。前文には、社会との接点を図りながら、教育課程を作ってくださいというメッセージが込められています。

また、教育課程の編成においては、学習指導要領に基づくことが重要であるということも改めて確認させていただいています。当然各学校では、学習指導要領に基づいて教育課程を編成しております。学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であるからです。国が定めたというのは、文部科学大臣が学校教育法施行規則の中で学習指導要領を公示したということです。学習指導要領は、基準として従うものであるということが規定されていることを踏まえ、学習指導要領に沿って教育課程を編成してください。

一方、教育課程は、目の前の子どもの実態や地域の状態等に応じて編成されていかなければなりません。そこに先生方の創意工夫が必要になります。先生方の創意工夫を含めて教育課程を編成していくことが大事です。

その他、前文の中には生涯学習について述べられています。幼稚園から小学校、中学校、高校を卒業して生涯学習続ける子どもたちを育成していただくということが記載されていますので是非ご確認ください。

## 小学部・中学部学習指導要領の改訂の要点 (2) 総則改訂の要点

次に(2)の総則改訂の要点ですが、今回は4つの観点で改訂をしました。一つ目が資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現、二つ目がカリキュラム・マネジメントの充実、そして児童生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携・協働、重複障害者等に関する教育課程の取扱いということです。

今回の改訂では、資質・能力という言葉がクローズアップされていますが、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを各学校で明確にして教育活動の充実を図ることが重要です。各学校において、どのような資質・能力を育成するのか明確にしてくださいということです。また、カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修を通して各学校でどのような課題があるのか、また足りないことがあるのかを考えやすくするために、章立てを改善しました。そして、カリキュラム・マネジメントの中で、様々な創意工夫をしていくこと、それから最後の重複障害者等に関する取扱いについての基本的な考え方が整理されたということです。

第3分科会、これは自立活動を主とする教育課程についての分科会ですが、ここでもいろいろな議論がなされていました。関連がありますので、そこについて説明を加えながら、皆さんの学校が、適切な教育課程の編成ができるようポイントを示していきたいと思います。これからお話しするのは総則の前文第3節と第8節「何を学ぶか」についてです。第3節は、教育課程の編成「1 各学校の教育目標と教育課程の編成」、「2 教科等横断的な視点に立った資質・能力」、「3 教育課程の編成における共通事項」とありまして、3から説明させていただきます。3は教育課程の編成における共通的事項として、内容等の取扱い、時数の取扱い、指導計画の作成等に当たっての配慮事項が示されています。これらは「核となるカリキュラム」であり、内容等の取扱い、時数の取扱いなど、すべての学校で共通的に必ず押さえておかなければならない内容です。また、各学校で先生方がいろいろな実情を踏まえて考えていくカリキュラムを「実施するカリキュラム」とし、わかりやすく解説しています。

重要ですので、共通的事項(1)について説明させていただきます。「(1)のア 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない」、この中にある「特に示す場合を除き」というのは、第8節のことです。次に、知的障害者に対する各教科等の取扱いについてですが、これも共通的事項に入っています。「知的障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる」とあります。各学校においては、第8節を踏まえなければ、全ての児童に履修させていくということです。中学校についても同じですのお読みください。この根拠規定は、学校教育法施行規則第126条第2項が小学校、中学校は、学校教育法施行規則第127条第2項となり、これらの教科で「教育課程を編成するものとする」とあり、「必要な場合には外国語活動を加えて教育課程を編成することができる」ということになりました。自分の学校で、共通的事項に示されている各教科の取扱いは、どのようになされているか考えなければならないということです。これは共通的事項でありますから、知的障害の場合も、準ずる教育の場合も、自立活動が主の場合であっても、同じだということを押さえることが重要です。各教科の指導内容の設定については、「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定

するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする」と規定されています。各段階の内容を基に具体的な指導内容を設定し、それを6年間3年間という長いスパンの中で、どのように育成するか計画していくということになります。繰り返しくなりますが、ポイントは、中学部においては1段階から2段階にしたということ、3年間6年間という長い時間を見通しながら設定するということです。

次に（2）年間時数等の取扱いについてですが、これについては「小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする」と規定されています。各教科の時数は、学校教育法施行規則の51条に示されていますので、特別支援学校でも、それを参考にしながら編成していくことが考えられます。しかし、特別支援学校では、示された時数で行うことが難しい実情があります。まず自立活動の時間の設定が必要だからです。また、特別支援学校では、例えばリハビリで抜ける時間があるなど、特に子どもの実情を踏まえなければなりません。各学校の実態に応じて編成が必要となりますが、参考にすべき施行規則に沿って総授業時数については、準じて決めることは重要な考え方です。各教科の授業時数も全く同じにしてくださいということではありませんが、各教科を指導するために必要な時間を設定してくださいということです。これにつきましては、各都道府県の教育委員会の方針等があると思いますので、私の方からは、これ以上は触れませんが、解説においては、先生方が教育課程を編成するときに迷ったら、このような時間が配当されているということを確認したいと思います。

続いて、核となる教育課程からは離れますが、実際に先生方がそれを踏まえて、どんな指導計画を作っていくかという、指導計画の作成等に当たっての配慮事項についてお話ししていきます。今回は「ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成」と「イ 個別の指導計画の作成」の2点に分けて示されています。カリキュラム・マネジメントの実現を目指すという観点から、年間指導計画等を踏まえた上で、個別の指導計画があるというつながりを明確にする必要があるのです。アとイを分けて示したということです。先ほど述べました小学部6年間、中学部3年間の中で、子どもが何を学ぶのかを個別の指導計画とどのように関連させていくのかを意図してほしいということと関連しています。

個別の指導計画につきましては、各教科と自立活動では作成の手続が違うということを明確にしています。教科は、目標、内容があり、どのような順序指導するかが学年ごと、段階ごとに示されていますが、自立活動の時間の指導の個別の指導計画は先生方が作成しています。個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服するための必要な指導目標や指導内容は、担当する先生達が決定し、作成されているということです。このように、各教科と自立活動では設定する手続が違うことを確認しなければならないと考えます。その観点から考えれば、それぞれの学校の個別の指導計画がそれでよいのか、盛り込むべき内容が他にあるのではないかとということ、もう一度考えていただきたいということを述べさせていただきたいと思います。

また、個別の指導計画の作成に当たっては「調和のとれた」というのがキーワードとなります。「調和のとれた」というのはどういうことでしょうか。ひとつ考えられるのは、知・徳・体の生きる力がきちんと育まれるような指導計画であるかどうかということが大切な視点となるでしょう。また各教科の内容をきちんと踏まえた調和のとれたものになっているか、時間は適切かなどが視点になるかと思えます。いずれにせよ、指導計画を立てる際に、共通的事項を踏まえるとともに、総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成と内容等の取扱いに関する配慮事項を踏まえて作成することが規定されております。

そのために考える視点として（3）指導計画の作成等に当たっての配慮事項に（ア）から

(オ)まで5点が示されています。今回は、(ア)資質・能力を育む効果的な指導と(イ)各教科等及び各学年相互間の関連(オ)知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等を中心にお話させていただきます。

調和のとれた指導計画を作成するためには、今回新たに資質・能力を育む効果的な指導の中で、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えて授業改善を通して資質・能力を育成するということが規定されています。これは、まさしく主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすることです。資質・能力を1時間1時間の授業だけで育成していくのではなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて単元全体を通して育成するということです。考える時間、意見を交換する時間等を計画しつつ、それらを学ぶための知識・技能を授業のどこで、どのように単元計画に入れるかを見通し、しかも重点を加える事項を踏まえて計画していくこととされています。その際、教材教具の工夫や児童生徒の理解度を把握することが重要です。子供たちがどのように学んでいるのかを常に評価しながら、単元の中でその理解度を踏まえながら、授業改善を加えていくということに留意してください。

(イ)「各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること」とありますが、特に拓桃支援学校のように転出入が多い学校では、重要な指導内容が欠落しないように配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法に関しても相互の関連を考慮して計画を立てることが重要です。例えば、小学校の5年生では、1学期に帯グラフや円グラフなどデータの活用について学ぶことになっているとします。一方、2学期の年間指導計画をみると地域の産業についてデータを活用する単元や校外学習も組み込まれている等という場合、児童の実態や学校の実情を踏まえ、2学期の最初に算数のグラフの学習を行い、それを使って社会を学習していくように組み直していくということも考えられます。あくまで例としてお話ししていますが、考え方としては、年間の各教科の指導内容をきちんと押さえながらどのように配列していったらよいか、指導の時期や時間の配分、指導の方法について考えるということが調和のとれた指導計画作成の視点となります。

もう1点、カリキュラム・マネジメントの実現を目指す観点から、「各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合」の規定を、共通の事項から指導計画作成等の配慮事項に移動して示しました。これはどういうことかということ、合わせた指導を行う場合の規定は、126条と127条の「履修しなければならない」という規定がありますので、合わせた指導を行う指導形態を各学校が判断し、その必要性を説明した上で行うことですから、合わせた指導の規定については(3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項に移動して示したということです。

ですから、(オ)各教科等の指導内容の設定等では、このように書かれています。「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること」ということになっています。各教科等を合わせて指導を行う際には、目標及び内容を基にして、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配分等十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要があります。各教科の内容を基にしながら、合わせた指導について検討していくことが重要なことであり、これが調和のとれた指導計画の配慮事項ということになります。また、肢体不自由教育で一番重要などこ

ろは、重複障害者等に関する教育課程の取扱いです。今回の改訂では、知的障害者に関する部分で、中学部2段階に示す内容を習得した場合は、中学校もしくは小学校の内容の一部を取り入れることができるという規定が加わったということが新しい部分です。それから、これまで通り実態に合わせて一部取り扱わないとか、下学年の内容を取り扱うことができるとか、中学部が小学部の内容を取り扱うなどという点については変わっていませんが、適用する際の基本的な考え方が整理されたことがポイントです。

まずは、知的障害者である児童又は生徒についてですが、基本的な考え方は総則第1章第1節の教育目標に示したとおり、第2章以下に示す各教科に加えて自立活動を取り扱うことが前提となっていることを押さえなければなりません。本規定を適用する際には、学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにして教育課程の編成を工夫していくことが求められます。具体的には、なぜ一部取り扱わないのか、なぜ知的障害の教科に変えるのか、もしくは合わせるのかと聞かれたときに、児童生徒の実態や習得状況を把握した上で説明できることが前提になるということが大切となります。肢体不自由の場合でも、障害の状態等により、特に必要がある場合は、知的障害を有する児童生徒のための各教科の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができるという規定がありますので同様に考えることが必要です。重複障害者の場合は知的障害の教科に替えている場合が多いと思われませんが、学校教育法施行規則130条第2項を踏まえ、合わせた指導を行うことができます。しかしその際、教育の内容と指導の形態を混同してしまっている場合がないかということが重要です。児童の実態よりも、結果として学習活動が優先されて、各教科等の内容への認識が不十分な状態にならないようにしなければなりません。選択した教育の内容を学習する上で、最適な指導の形態を選択することが重要です。最適であるということを児童生徒の実態からきちんと説明できることが必要です。第2章以下に示す各教科等目標及び内容については、一人一人の習得状況等の把握に努めることが重要です。共通的事項を踏まえ、カリキュラム・マネジメントとして押さえていただきたいと思います。

教育の内容とは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動です。これらをどのような指導形態で学ぶのか、つまり、教科別に学ぶのか、あるいは各教科等合わせて学ぶのかというのが指導の形態です。例えば、時間割の表記上生活単元学習という指導形態をとっている場合、その指導形態が最適であるから、そのような指導形態になるのであって、生活単元学習があるからその勉強をしていくと考えるのではないということです。これは、指導形態と教育の内容を混同しているということです。これを適切に理解した上で計画を考えていかなければなりません。学校教育法施行規則第130条第2項には「特に必要があるときは、全部又は一部について合わせて指導を行うことができる」とあります。ですから、特に必要がある場合は、合わせてよいのですが、合わせて指導することに「どんな必要性があるのか」について、説明できることが求められているということです。教育の内容と指導形態を混同しないカリキュラム・マネジメントとして各学校で整理していく必要があります。

自立活動を主として指導を行うことについても、同様です。例えば、障害が重い子どもなので自立活動を主とした教育課程で学んだ方がよいと安易に考えてはならないということです。教育課程の枠組みに子どもを当てはめるのではなく、きちんと第2章以下の各教科の目標及び内容を踏まえて、その習得状況を考え、その上でこの規定を適用してください。

例として、私が指導した事例をお話したいと思います。十年前になりますが、自立活動主の教育課程の生徒を対象にこの東北肢不研で研究授業を行いました。当時、私が担当していたお子さんは、重度・重複で体を起こすことも困難な生徒さんでした。気管カニューレ、胃ろうも行って

おりました。起こす際、首が座っていないので、カニューレが外れたり、ずれてしまったりしないようにするので大変な状況でした。しかし、よく生徒を観察していると、人差し指と親指の間を動かすことでイエス・ノーを表出していることがわかりました。とても微細な動きでした。また、見た目には大変障害が重いと思うような状態ですが、このお子さんは、身の回りの物事を理解しているのではないかと思われました。と言いますのは、お子さんは絵本の読み聞かせをして悲しい部分になると涙を流すのです。もちろん私も悲しそうに読むのですが。そのようなお子さんに対し、当時は今のような考え方はしていませんから、自立活動を主とした教育課程、つまり、自立活動として授業を設定し指導していました。例えば、指導内容はどんなものかというところ、パワーポイントに大好きなキャラクターを主人公にして、オリジナルの絵本で読み聞かせをしたのです。なぜなら、絵本の読み聞かせですと、なかなか生徒のペースでは読めない。それまで私は、できるだけお子さんが自分で理解するまでページをめくるのを待とうとじっくり時間を使いました。それでも教師がお子さんの状態を押し量らないといけない。けれどもパワーポイントを使って、指の小さな動きでクリックすれば、お子さんの意思でページを進めることができるのです。ページが変わったら私がそれを読めばいいのです。

しかし、今思えばこれは国語ですよ。なぜかと言えば、今回の学習指導要領の1段階はどの教科もたいへん細かく示されていて、例えば、聞くこと話すことに関しては「ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り簡単な話し言葉などで表現したりすること」と示されており、このことは「教師が話し掛ける状況や絵本の挿絵などを手がかりに内容をおおまかに把握し、応答することを示している」と解説で述べられています。この十数年前の授業では、お子さんは自分の中で、そのスライドのストーリーが完結したときに、おおまかに内容を把握して、「次はこんな展開になるのかなあ」ということを予想しながら次のページに進んでいく。これは、国語の内容と言えます。読むこと「ア 教師と一緒に絵本などを見て、示された身近な事物や生き物などに気づき、注目すること」「エ 絵本などを見て次の場面を楽しみにしたり、登場人物の動きなどを模倣したりすること」に当たります。先生方にお考えいただきたいことは、現在行っている授業を新学習指導要領に示されている各教科の小学部の1段階から3段階、中学部の1段階から2段階を確認して、各学校の教育課程を考えていただきたいということです。一人一人の習得状況や理解の状況から教育課程を編成していくことが重要であるという意味がここにあります。簡単には進められないと思いますが、各学校で悩みながら、研究的に計画的に皆さんで進めていただきたいと思います。

私がお子さんから学んだことについて、もうひとつだけエピソードをご紹介します。春になると毎年歯科検診がありますが、すぐに口を開けないお子さんは歯医者さんに開口器で開けられてしまいますね。そのお子さんも開口器で口を開けられたのですが、もう大泣きです。当時、クラスはそのお子さんの他にもう一人おまして、教室に戻ってからしばらくしてもう一人のお子さんが歯科検診の部屋に連れて行かれました。するとそのお子さんは友達の様子が見えているわけではないのに、ぼろぼろと涙を流しているのです。「障害は重そうに見えるけれども、体験したことを今ある事実とつなげて感情を表出できる子なんだな」と思いました。障害が重いからと安易に考えないで、子どもの可能性や思っていることを一人一人の状況を丁寧に把握してカリキュラム・マネジメントをすることが大切です。障害が重いから自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とするという発想ではなく、子どもの状態を丁寧に把握していくことが重要だということを押さえていただきたいということです。

それから、各教科と自立活動の目標設定の手続きは違うということ、もう一度確認していただきたいと思います。「第2章以下に示す各教科に加えて自立活動を取り扱うことが前提となって

いることを踏まえる必要がある」と示されています。自立活動を行うことは、重複障害者の取扱いを含め前提ですから、各教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを踏まえて教育課程の編成を行う必要があります。

つまり、各教科は発達の段階に即して選定した内容が順序よく配列されていますから、それを順序よく発達の段階にそって指導していけば系統性と段階的な指導が確保できます。小学校や中学校の学習指導要領の教科に示されている目標を把握し、指導する児童生徒が当該学年の内容が学習できているか、難しければ何学年相当の状態なのかを把握していきます。まず当該学年の各教科の目標を達成することができるかどうかということを考える、次に習得状況から第8節の適用の必要性を考えて下学年や下学部の内容を検討する、そのように考える順番があるということです。また、そのお子さんが、どの学部の何年生に在籍しているか。つまり、学校で学習できる期間があと何年間あるのか、卒業後の生活を踏まえて目標設定をしていくことが必要であることが解説に示されています。

まとめますと、各教科等においては、最初から「この子こうだね」と安易に考えず、実態を踏まえて順序よく検討していき、小学校、中学校の学習の内容では難しい場合、知的障害の教科を検討していく、知的障害の各教科では何段階に相当するのかを踏まえてどのように各教科の目標を達成させていくかということを考える、かつ在籍の学年学部から残りの期間や卒業後の生活を視野に入れ、内容の系統性を保持していくという考え方となります。一方、自立活動では、実態把握に基づいて指導すべき課題、あるいは課題同士の関連性を整理して指導目標を設定し、具体的な指導内容まで私たち教員が検討します。そのために、今回の自立活動の解説では、検討のための流れ図を示しております。それらをぜひ参考にしてください。

重複障害者については、特別支援学校の知的障害小学部教科の1段階の内容を習得し目標を達成することが難しそうな子どももいます。ですから、国語にするのか自立活動にするのか非常に迷うケースが多いと思います。ケースによっては、この児童はまだ小学部の低学年なので1段階から丁寧に指導すれば教科で学習できるという判断の場合もありますし、調和的な発達の基盤を優先した方がいいのではないかという判断の場合もあると思います。第2章以下に示す各教科等に加えて自立活動を取り扱うことが前提となりますから、自立活動を主として学習してもよいということです。ただ、その判断は各学校の先生方で決めていくので、その考え方を示しましたということです。さらに、1段階の内容を習得し目標を達成するための指導に加え、自立活動の指導も実施するという検討も必要です。

したがって、この規定を適用する場合には、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないように留意しなければならないということが重要です。おそらく、第3分科会でそのような話題が今回出たのではないかと思います。「なぜ自立活動が主なのに、国語なんだろう？」と思った先生もいたかもしれません。でも、学習指導要領をきちんと読んでいくと、国語を学習する可能性を探って教育課程を編成していくものと考えられます。このようなことを、各学校はこれから真正面から考えていかなければなりません。教科を合わせてはいけなとか、教科別に指導しなければならないということではありません。学習指導要領の基準として示された内容を基にして、各学校の先生方が創意工夫をして指導に当たっていくことが重要です。そのためには、共通的事項を踏まえて法令等を確認しながら編成していくこと、これがカリキュラム・マネジメントのスタートであり、肢体不自由教育の大きな課題であり、どの学校も取り組まなければならない課題だと思います。このような課題については、来週の火曜日に文部科学省で教育課程研究協議会を行い、各学校、各都道府県にどんな課題があるのかについて協議をする場を設けています。また、全国肢体不自由の校長会

を通して発信していきたいと思えます。また、各教科の目標及び内容に関する事項を替えることについての規定を「一部」から「全部」の順番に再構成したことについて、説明を加えさせていただきます。今回はカリキュラム・マネジメントの視点から、「一部又は全部」という言葉で統一しています。最初から全部合わせるという考え方はしないということです。対象の子どもが、どんな力を付けていくのか、そのためには、どういうことが必要なのかということ踏まえ、教育の内容から考えていきますので「一部又は全部」という表現になります。これはカリキュラム・マネジメントの視点で、教育課程の充実を促すということです

### 小学部・中学部学習指導要領の改訂の要点（3）各教科

次に各教科について説明していきます。各教科においては、肢体不自由を中心に配慮事項を見直したと知的障害について補足的にお話をさせていただきます。

肢体不自由の項目は、カリキュラム・マネジメントの実現を踏まえて、再構成しております。

(1)は育成を目指す資質能力の視点、(2)は何を学ぶかという視点、(3)と(4)はどのように学ぶか、(5)は自立活動について、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて再整理をし、文言の修正もさせていただいたということです。特に(2)は「児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的基本的な事項に重点を置くなどして指導すること」となっていますが、今回の改訂では「児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど、計画的に指導すること」と改訂しています。「精選し」という言葉がなくなっておりますが、この「精選し」という言葉をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。もしかすると、「やらなくていい」、「取り扱わなくていい」というふうに解釈していた雰囲気があったのではないのでしょうか。これは間違いですよ。第8節の重複障害者等の取扱いに、「一部取り扱わないことができる」と書いてあります。「取り扱わなくていい」という誤解がないように、指導内容の重点事項を「習得状況を考慮して指導内容を適切に設定し」としました。各教科の内容を系統的に配置し、重点を置く内容や基礎的・基本的な内容については、時間を多くするなど必要な内容については、適切に時間を配当した計画にしてくださいという意図が込められております。特に、準ずる教育課程で学習を進めている先生方はよく御覧いただきたいと思えます。

知的障害については、その特徴及び行動の困難さ等を踏まえ、三つの資質・能力を踏まえて、各教科等の目標と内容が示されました。中学部に二つの段階が新設され、小・中学部の段階ごとに目標が設定されましたが、それらが資質・能力の三つの柱で整理がされています。また、指導計画の作成と内容の取扱いが新設されました。段階ごとに目標があり、内容が示され、指導計画の作成と内容の取扱いについても段階ごとに整理されましたから、非常にわかりやすくなったのではないかと思います。例えば、国語で言えば、知識及び技能については(1)で目標、(2)に思考力・判断力・表現力等、(3)で学びに向かう力、人間性等の目標が示されています。教科によって入れ替わっているものはありますが、知的障害についても資質・能力の三つの柱で整理したということが重要です。

各教科等の構成と履修については、指導計画を作成する際に生活年齢、学習状況を適切に踏まえることが重視されました。また「内容の関連及び各教科間の関連性を踏まえ、児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織し、具体的な指導内容を設定する必要がある」ことが、解説で述べられています。

指導の形態については、教科別の指導、道徳科、外国語活動、特別活動の領域、自立活動の時

間を設けて指導を行うことが示されていますが、これらの各教科等を合わせて指導する指導の形態が、合わせた指導となります。合わせた指導を行う場合は、各学校で共通の事項を踏まえて適切に設けることとなります。また、合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、指導を行ってくださいということがポイントです。各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となることも書かれておりますから、それを踏まえて各学校でどのような指導形態をとるかについて、説明ができるよう整理しながら取り組んでいくということになります。

時数については、「各教科等を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定める」ことが示されております。合わせた指導を行う際は、「指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画すること」が重要です。これはとても大変かもしれませんが、どの教科の内容をどれくらいの時間で指導しているのかということを確認して、指導計画を作ってくださいということです。もうひとつのポイントは、総授業時数に準じるということです。この場合は、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする」ということを踏まえて、あらかじめ算定することとなります。おそらく今後、各都道府県の教育委員会によってその取り決め等々については示されると思いますが、いずれにしても合わせた指導を行う場合であっても、各教科等を合わせたものの授業時数をあらかじめ算定して指導計画を立てていく必要があるという考え方が大切だということです。その際には、学校教育法施行規則第51条も参考にしながら、各学校で考えていくこととなります。

### **今後の肢体不自由教育に期待していること**

さて、ここからは今後の肢体不自由教育に期待していることについてお話をさせていただきます。肢体不自由教育は、これまでいろいろな授業実践、授業をベースにして成り立ってきました。過去5年間では全国校長会が中心となって「授業改善シリーズ」という本を編集しています。各ブロックの優れた実践がこの中に載っています。今年是新学習指導要領に基づく授業の改善の在り方についての実践がまとめられ、全肢研福岡大会のときに出版される予定となっています。肢体不自由教育というのは、子どもの障害の状態等が多様で、教育課程も幅が広いものとなります。特別支援教育の学習指導要領の全てを網羅する障害種となります。そういう意味でも授業をベースにして、進めていくということを忘れてはいけないと思います。ですから、肢体不自由教育に期待していることは何ですかと一言で言われたら、「毎日の授業がきちんと豊かにその子どもが成長していける実践であること、あるいは学校の教育目標に向かって学んでいく実践であること、また日々の授業と目標というつながりを大切にされた実践であること」だと思いますし、大切にしてほしいと思っています。

### **資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善**

ここからは授業改善という観点でお話を進めようと思います。新しい時代に求められる資質・能力について先生方と一緒に考えたいと思います。

さて、ここで自分の授業を振り返っていただきたいと思います。知識・技能だけを教えている指導計画になってはいないでしょうか。習得した知識・技能を生かす学習の場面は設定しているでしょうか。子どもが理解していることやできるようになったことを使いながら思考力・判断力・表現力等の育成ができる授業が展開されているでしょうか。できていることばかりを繰り返

すような授業はしていないでしょうか。そういった振り返りをしていただきたいと思います。そのような先生はいないと思いますが、例えば、日常生活の指導でゴミ捨て係を1年間続ける等という活動は、どんな力を育成したいのでしょうか。子どもが身に付けた力を生かす活動になるのでしょうか。生きて働く知識・技能の習得という観点で振り返りをしていただきたいと思います。

また、授業改善というと、先生方は1単位時間の授業改善という意識がありませんか。今回の改訂では、「資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める」とあります。各教科等において単元や年間の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にして授業改善をしていただくということです。また、今回の学習指導要領のポイントは、何のために学ぶのかという学習の意義についても明確に示されています。この点からも、各教科の特質に応じた見方・考え方を踏まえ、単元や年間を通して子どもにどんな資質・能力を育成するのかを考えて授業改善を図っていくということです。ですから、指導方法や教材の工夫、例えばICTを使うとか、そういった観点での授業改善に終わらせず、そもそも、その教科は何のために学ぶのかということについてもきちんと踏まえながら検討してほしいということです。単元や題材のまとまりから、年間指導計画など大きな枠組みから考えるという授業改善の在り方についても見直していただけたらと思います。

次に「主体的・対話的で深い学びの実現」という観点からの授業改善についてお話します。一時期、主体的・対話的で深い学びという「アクティブ・ラーニング」ということで、指導方法やその方法論ばかりが論じられた時期もあったかと思いますが。しかし本来は、主体的な学びという視点や対話的な学びという視点で授業改善を行い、そこで習得した力を活用し、探求的な学びの実現につながっているのかという視点で検討するということです。単なる手法として考えるのではないということを確認したいと思います。

その次には、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価について考えていかなければなりません。このことにつきましては、現在文部科学省で学習評価ワーキンググループが開催されております。年度内には、お示しできるように整理、議論をしておりますことをお伝えします。ポイントとしては、資質・能力と知識・技能、思考力・判断力・表現力というキーワードはありますが、「何ができるか」に関わる知識及・技能の質や量が重要であるということが解説で述べられています。知識や技能なしに思考力・判断力・表現力を深めることは不可能ですし、社会や世界と自己との多様な関わり方を見だしていくということにはつながらないということです。しかしながら、知識や技能がないから、思考、判断、表現ができないということではなくて、その活動を通して新たな知識や技能を得るという側面もあります。あるいは、学びに向かう力との関連性の中で知識、技能を確かなものとして習得していくということがあると思います。

「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であると書かれています。このように整理がされておりますので、授業改善をしていくとき、解説の留意事項等を読んでいただきたいと思います。

## カリキュラム・マネジメントの四つの側面

まとめに入らせていただきます。カリキュラム・マネジメントの四つの側面について、教科等横断的な視点で組み立てていくということと、個別の指導計画のことについて説明し終わりにさせていただきます。今回、教科等横断的視点という言葉で説明させていただいていますが、教科等横断的指導とは何かというと、学習活動の基盤となる言語活動等を含めた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等です。

もうひとつ、現代社会においては、健康の問題、災害に関する事、地域によっては津波の被

害を受けた地域とそうでない地域では、その地域で育成したい資質・能力が違うと思います。そういうものをどの教科でどのように取り扱っていくかということが現代的な諸課題に対応する資質・能力です。一方で「等」と入っていますから、こればかりではなく地域によってはその他にも考えらえるということです。あるいは、それぞれに大切にしたいことがあれば、それは「等」というところで整理されていくところです。

最後に、これは大きな課題ですけれども、個別の指導計画はきちんと手続の違いを踏まえて、これからますます整理が必要だと思います。個別の指導計画は平成11年には重複障害の子ども、自立活動について作成してくださいと示され、次の改訂の時には、各教科等に渡って個別の指導計画を作成してくださいということになりました。ところが、実際本当に個別の指導計画がこれらの趣旨を踏まえて整理されているかも一度確認する必要があります。つまりは、先ほど説明しましたが、手続に違いがあることを分かって整理する必要があるのではないかということです。第8節の取扱いについても、きちんと考え方が示されましたので、学校として最も効果の上がる工夫を様式や取り入れる内容を含めて作成していくことが重要であるということです。

最後になりますが、カリキュラム・マネジメントは、教育課程を編成することと思われるかもしれませんが、そうではなく、教育活動のど真ん中に教育課程を据えて考えていくということです。ここにいらっしゃる先生方は各学校の中心的な役割を担う先生方だと思います。その他の先生方にも、自分の授業と学校の教育課程がどのようにつながっているのかをお考えいただけるようにお話しください。個別の指導計画が何に基づいて作成された計画なのか、各教科の指導計画、学習上、生活上の困難を改善克服するための指導計画、そして、それらを編成する教育の内容を選択、組織した教育課程、それを自分の授業とつなげられるように考えていただけるようにしていただきたいと思います。また、各学校においては、教育課程の編成における課題がどこにあるのか考えていただいた上で、進めていただきたいと思います。

最後にご紹介ですが、既にご購読いただいていると思いますが「季刊 特別支援教育」最新号は自立活動の指導の充実となっておりますので、こちらも参考にさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

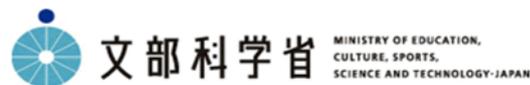
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課  
菅野 和彦 特別支援教育調査官  
「講演・全体講評」 当日追加分スライド

第56回東北地区肢体不自由教育研究大会

日 時：平成30年9月28日（金）  
場 所：宮城県立拓桃支援学校

**講演**

## 学習指導要領改訂と肢体不自由教育の現状



文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課特別支援教育調査官  
(兼) 独立行政法人大学入試センター 新テスト特任研究官  
菅野 和彦

0

【大会要項P.45 スライド番号0の後に挿入】



## 主な内容

- 1 改訂の基本的な考え方と主な改善事項
- 2 改訂の要点
  - ・総則
  - ・重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- 3 自立活動
- 4 今後の肢体不自由教育に期待していること

1



## 規定

### 学校教育法施行規則第126条-2

前項の規定にかかわらず、**知的障害者である児童を教育する場合は**、生活、国語、算数、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって**教育課程を編成するものとする**。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

### 学校教育法施行規則第127条-2

前項の規定にかかわらず、**知的障害者である生徒を教育する場合は**、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって**教育課程を編成するものとする**。ただし、必要がある場合には、外国語を加えて教育課程を編成することができる。

33



### 学校教育法施行規則第130条-2

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は**複数の種類の障害を併せ有する**児童若しくは生徒を教育する場合には**特に必要があるときは**、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、**合わせて授業を行うことができる**。

### 学習指導要領第1章第3節の3の(3)のアの(オ)

(3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項

ア **調和のとれた**具体的な指導計画の作成

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

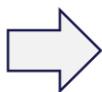
34

## 本規定を適用する際の前提となる考え方②

知的障害を併せ有する  
児童生徒の場合

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■ 小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のため外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる



- ▶ 本規定を適用した場合、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、**教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への認識が不十分な状態**にならないようにしなければならない。
- ▶ 選択した教育の内容を学習する上で、最適な指導の形態を選択するという認識が重要である。
- ▶ 第2章以下に示す各教科等の目標及び内容について、一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが重要。



### 小学部 国語 1段階 イ 内容 思考力・判断力・表現力等

#### A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。

イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。

ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。

アは、教師が話し掛ける場面の状況や絵本の挿絵などを手掛かりに、内容を大まかに把握し、応答することを示している。

イは、児童が、家族や友達など身近な人から話し掛けられた状況を受け止め、関心をもって話し手を見たり、音声で模倣したり、返事をしたり、簡単な言葉で表現したりすることを示している。

ウは、話題について、表情や身振り、音声で、模倣したり応答したりすることを示している。例えば、遠足の写真から楽しいと思ったことを一つ選ぶなど、手掛かりを用いて思い浮かべ、指さして伝えたり話したりすることなどが考えられる。



## 小学部 国語 1段階 イ 内容 思考力・判断力・表現力等

### C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 教師と一緒に絵本などを見て、示された身近な事物や生き物などに気付き、注目すること。
- イ 絵本などを見て、知っている事物や出来事などを指さしなどで表現すること。
- ウ 絵や矢印などの記号で表された意味に応じ、行動すること。
- エ 絵本などを見て、次の場面を楽しみにしたり、登場人物の動きなどを模倣したりすること。

38



アは、絵本のほか、紙芝居を読んでもらったり、写真や絵、映像などを見たりすることで、身近にある事物や事柄、生き物などが表現されていることに気付き、注目することを示している。これは、内容を把握する力の素地となるものである。

イの「指さしなどで表現する」とは、絵本などを読んでもらったり、写真などの事物の名前などを読んでもらったりした際に、その対象に指さしをしたり、視線や意識を向けたりすることを示している。

ウの「絵や矢印などの記号」とは、場所や動作を表す絵や写真、日常生活で見かけるシンボルマーク、「○」、「×」、「→」といった簡単な記号を示している。「意味に応じ、行動する」とは、絵や記号などの表す意味を感覚的に識別し、自分の思いや要求を表すために選択したり、意味に従って行動したりすることである。

例えば、場所を表す絵から自分の行きたい場所を一つ選んだり、「×」という記号を見て自分の行動を抑制したりすることなどが考えられる。

エは、展開が簡単な話の絵本などを見聞きし、言葉のもつ音やリズム、イメージを感じ取り、それらから次の場面を期待したり、言葉のもつ音やリズム、言葉が表す動作を楽しみながら模倣したりすることを示している。このように言葉によって、イメージを膨らませることは、考えを形成することにつながるものである。

39



## 本規定を適用する際の前提となる考え方③

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる



- 個々の障害の状態や学習の習得状況等の把握に努めることなしに、例えば、重複障害者である児童生徒は、**自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とする**など、最初から既存の教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。
- 第2章以下に示す各教科等の目標及び内容を踏まえ、個別の指導計画を基にして、一人一人の学習の習得状況等を把握することが重要。



## 3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (第2章 第1節・第2節 第1款)

新	旧
(1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。	(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
(2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。	(2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
(3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。	(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
(4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
(5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動における時間の指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

 <b>肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科における配慮事項の充実</b>	
改訂（平成29年告示）	現行（平成21年告示・道徳改訂反映後）
<p>3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>(1) 体験的な活動を通して<u>言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。</u></p> <p>(2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、<u>各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。</u></p> <p>(3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。</p>	<p>3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、<u>基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</u></p> <p>(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。</p>

48

 <b>肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科における配慮事項の充実</b>	
改訂（平成29年告示）	現行（平成21年告示・道徳改訂反映後）
<p>(4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p> <p>(5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動における時間の指導との密接な関連を保ち、<u>学習効果を一層高めるようにすること。</u></p>	<p>(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p> <p>(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、<u>学習効果を一層高めるようにすること。</u></p>

49

 知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点

1 目標

(1) ○小学校等の各教科の目標との連続性を踏まえ、知的障害のある児童生徒の育成を目指す資質・能力との関連等から整理し示した

(2)

(3)

2 各段階の目標及び内容

(1) 目標

ア ○各段階間、小・中学部間の目標の系統性を充実して示した

イ

ウ

(2) 内容

ア ○「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の示し方は小学校等の各教科に基づき示した

イ

ウ

3 指導計画の作成と内容の取扱い ○各教科に新設

51

 知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点

小学部〔国語〕の例

1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。

知識及び技能

(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。

思考力、判断力、表現力等

(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

学びに向かう力、人間性等

○ 1段階 目標 の例

ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり……………

イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを……………

ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに……………

52



## 規定

### 学校教育法施行規則第51条

第51条 小学校（中略）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

別表第1（第51条関係）

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

### ポイント

各学校においては、この別表第1及び別表第2に示されている**各教科等の授業時数を踏まえ**、児童生徒や学校及び地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、**小学部・中学部学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保す**という視点が重要である。

56



## (2)総則改訂の要点

- 総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。

- ①資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ②カリキュラム・マネジメントの充実
- ③児童生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携・協働
- ④重複障害者等に関する教育課程の取扱い

・ **各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが**ら教育活動の充実を図ることを示した。

・ カリキュラム・マネジメントの実践により、**校内研修の充実等が図られるよう**、章立てを改善した。

・ 授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、**組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進**するよう改善した。

・ 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実、教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

・ カリキュラム・マネジメントの観点から、**本規定を適用する際の基本的な考え方を整理**して示した。

58

## ● 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める

### 育成を目指す資質・能力（第1章第2節の3）

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、**各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ると**、その際には児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

「知識及び技能」の習得

「思考力、判断力、表現力等」の育成

「学びに向かう力、人間性等」の涵養

学びを人生や社会に  
今回の改訂は、「何のために学ぶのか」という学習の意義を学習指導要領において育成を目指す資質・能力として明示

#### ポイント

- ・「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視し、**どのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定**していくこと。

60

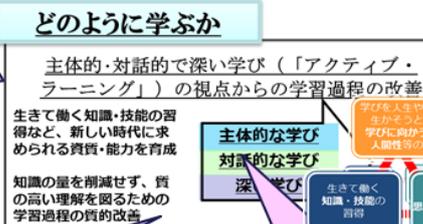
## ● 新しい時代に求められる資質・能力の育成をバランスよく実現していくために先生方と一緒に考えたいこと

知識や技能を教えるだけになっている？

習得した知識や技能を生かす学習が展開されていますか？

理解していること、できることを使いながら、思考力・判断力・表現力等の育成ができていますか？

単位時間における授業改善という意識がありませんか？



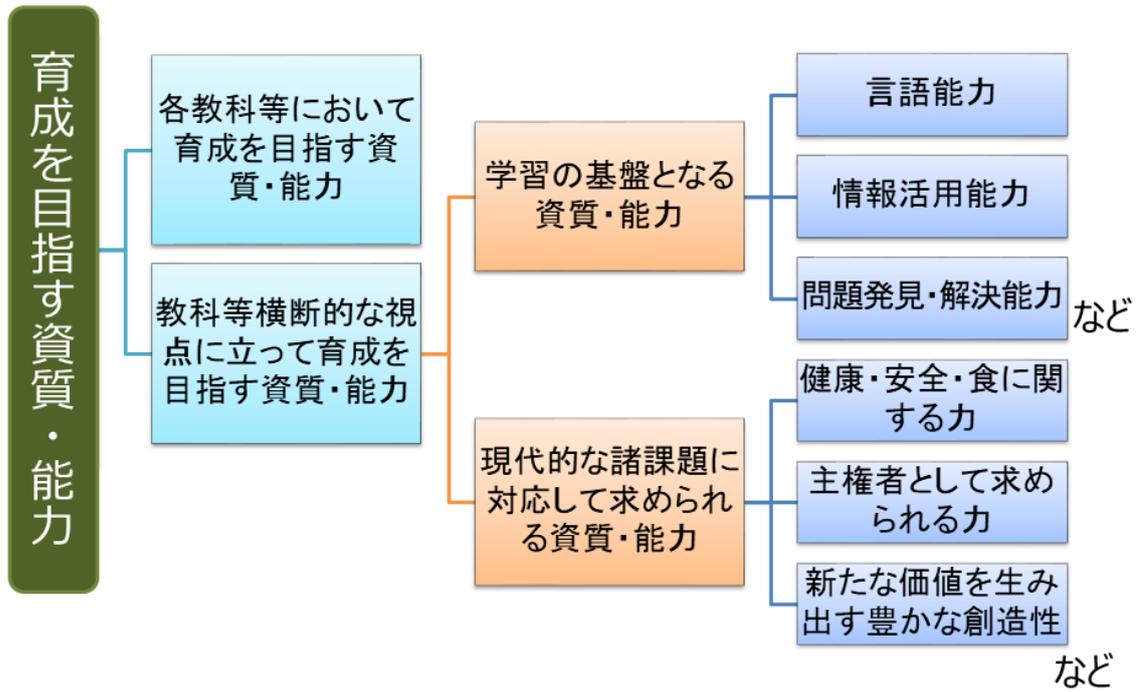
できていることを繰り返す授業は、生きて働く知識及び技能の習得となりますか？

授業者が「何ができるようになるか」という資質・能力を明確にするためには？

今までの蓄積を踏まえつつも、これまでの授業の在り方で大丈夫でしょうか？

64

## 「参考」教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成



「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」平成29年7月 p47～

